平成２７年（フ）第２８号
札幌市南区真駒内泉町４丁目３番４―409号
債務者　田村　奉輝
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６９号
札幌市東区北21条東１丁目２番10―703号
債務者　中山　敏光
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２７号
札幌市中央区南22条西９丁目１番６―401号
債務者　石井　浩
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５３号
札幌市東区北31条東１丁目３番５―101号
債務者　唐澤　寿枝
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７９号
札幌市白石区栄通14丁目２番45―108号
債務者　円舘　直也
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８７号
北海道江別市いずみ野19番地の14
債務者　苗村　恵子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９０号
札幌市中央区南８条西９丁目759番地37　ベルメゾン107号
債務者　鈴木　健士
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１７号
札幌市中央区南８条西10丁目1278番地36　フィオーレクレッシェレ203号
債務者　伊藤　拓馬
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３３号
札幌市東区北33条東８丁目１番９号　庄司マンション201号
債務者　横山　章夫
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
青森県三沢市大字犬落瀬字古間木259番地32号
債務者　佐々木道雄
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第１５４号
岩手県紫波郡紫波町中島字前郷６番地166
債務者　土屋　仁一
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２７号
福島県会津若松市山見町325番地　木村ハイツ５、前住所福島県会津若松市大塚２丁目５番３号　ベーコンハウス１―５
債務者　永井　祐樹
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
静岡県沼津市東椎路1448番地の１、前住所静岡県富士市今泉2725番地　コンフォート高山106号
債務者　井上　裕代
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１１号
静岡県駿東郡清水町湯川42番地の１　セジュール湯川201、前住所静岡県沼津市口野61番地
債務者　岩﨑　良幸
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
静岡県駿東郡清水町湯川42番地の１　セジュール湯川201、前住所静岡県沼津市口野61番地
債務者　岩﨑　悦子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
三重県多気郡明和町大字大淀2864番地１
債務者　徳田　麻衣
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１５号
京都府亀岡市𠮷田野町佐伯岩谷ノ内墓野44番地８
債務者　島田　勉
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
京都地方裁判所園部支部破産係